特集・緑保存の方策⑤

港北の自然環境を考える

「港北区の緑と水辺を考える会」の活動を通して

原田敏樹　加藤真知子　浅見昭雄　木村敬三

一――はじめに
二――「考える会」の発足
三――区内の現状
四――「考える会」の運営と経過
五――具体的な取り組み
六――「考える会」の討議内容
七――今後の取り組み
八――終りにあたって

一――はじめに

港北区では、自主事業の一環として、「まちづくりの調査研究事業」を昭和五十七年度より継続して実施している。この事業は、「よこはま二十一世紀プラン」の策定、「港北区地区カルテ一九八一」の発行を契機として、区のまちづくりについて市民各層の参加を得て取り組んでいこうという、いわば実験としてスタートした。

しかし、そもそも「まちづくり」という課題に対して、何にどのように取り組んでいくのかということがまず問題となった。そこで、「区別計画」の三本柱に沿って検討が進められた。まず、「安全で調和のとれた街」であるが、道路交通網、下水道等の都市基盤施設については、当然のことながら関係局においてプロジェクト事業として計画的に進められており、特に新たな取り組みを行うメリットは少ない。次に、「いきいきとした健康的な街」については、課題が多岐にわたりかつ複雑化しているため、取り組みが容易でないことが予想された。そこで、当時社会的な関心も高く、また区にとっても重要な課題となりつつあった「緑と水の豊かな街」について取り組むこととなった。

周知のごとく、昨今全国各地で、自然を開発の手から守ろうとする運動が繰り広げられている。特に最近の特徴としては、より身近な自然あるいは住環境を守ろうとするものが多くなっていることがあげられる。今や、市街化された地域においてわずかに残された自然空間は真に貴重な存在であり、ましてや、快適で潤いのあるまちづくりはそれを抜きにして語ることはできない。

その状況は港北区においても例外ではない。かつての農村風景が急速に失われていくのに伴って、自然空間は希少なものとなりつつある。しかも、最後の砦とも言える斜面緑地も、むしろ自然豊かな集合住宅用地として開発の波に洗われようとしている。また水辺空間も、池・水路等身近なものが失われていく一方で、河川は水害をもたらすものとして管理が強められ自然空間としての役割を失いつつある。

このような状況を背景としながら、「緑と水の豊かな街」をつくるためには一体どうすればよいのか。「港北区の緑と水辺を考える会」は、その方途を探るための一つの試みとして、昭和五十七年十一月に発足した。

二――「考える会」の発足

現在、緑の問題について討議する場も多く、また実際に活動する団体も数多く組織されている。しかし、行政主導のものと民間主導のものとでは、目的を同じくしながら、ともすれば接点を失いがち

になる傾向がある。その原因としては当然、立脚点の相違というものがあげられるであろうが、他にスケールの問題というのも考え得るのではないだろうか。大局的に広い地域に及ぶ問題として捉えようとする側と、身近なものをより緊急度の高い問題として捉えようとする側とでは、おのずから出発点が異なってくる。

そのような意味において、対象を区という行政単位に設定することは、双方が同じ土俵に立った議論が展開される可能性を大いに広げるものである。

しかし一方の、立脚点の相違という問題は依然残っている。準備段階においては、区の呼びかけでどの程度の成果が得られるのか大いに疑問が持たれた。明確な方針がなければ単なる話し合いに終る可能性が強く、またメンバー構成によっては行政側と対立する〝運動体〟となる可能性もあった。事務局としては、最終的な成果としてどのようなものが得られるのかという確信があったわけではないが、ともかく初の試みとして、試行錯誤を繰り返しながら取り組んでいこうという結論に達した。

こうして、五十七年の夏頃から準備会（市・区職員で構成）を設け、三回程度の打ち合せを経て、二〇人の委員構成（アドバイザー二人、地域研究家一人、市民五人、市・区職員一二人）をもって「港北**区の緑と水辺を考える会」は発足した。**

三――区内の現状

ここで、「考える会」の実際の活動内容に入る前に、区内の「緑と水辺」の現状について若干触れてみよう。

港北区は、区の中央を鶴見川が大きく蛇行して流れ、川沿いの低地と丘陵部からなる起伏の多い地形である。土地利用は、宅地四五％（全市五六％）、田畑三一％（同一九％）、山林・原野一六％（同一六％）（昭和五十八年）であり、ニュータウン地域を除きほぼ全域が市街化されている（図―1）。また市街化調整区域は二三％（昭和五十八年）である。

このように、ほぼ全域が宅地化されるという状況にあったわけであるが、起伏に富んだ地形と低地部における水害のため、山林・田畑等の緑地がある程度残っていた。しかし、東京に近接する地理的条件は開発圧力を否が応にも高め、さらに建築技術の進歩、治水工事の進捗は開発可能地を限りなく広げるという役割を果たしてきた。

そのため、調整区域を除きこうした緑地の一部については「市民の森」、公園等の公的空間として確保されてきたものの、多くは既に開発の波に洗われるか、またはその圧力を強く受けている状態にある。それらの一部で住民と開発業者との紛争となっていることは、各種の報道等を通じて周知のことであろう（写真―1）。

水辺空間についてまず思い浮かぶのは鶴見川である。しかし、鶴見川は水害防止のための河川改修によって、排水路あるいは放水路と化すのに伴い、親水性を失っていった。また区内には農耕の名残りの池や水路が点在していたが、宅地化に伴い姿を消していった（写真―2）。

このように「緑と水辺」空間が失われていく一方で、またそれを確保しようと

図―1　港北区の山林の現状

写真―1　こんな所にも開発の手が

写真―2　現在ある池にもさまざまな問題点が―菊名池

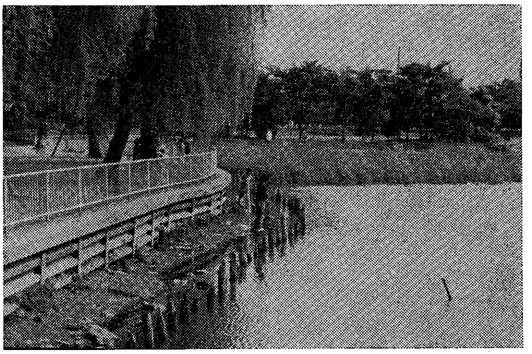

表―1　会の経過

回	年月日	テーマ
1	57.11. 1	「考える会」の方向、運営方法等について
2	57.12. 7	区内の「緑と水辺」の現状について
3	58. 1.28	区内の水辺について（映画・スライド）
4	58. 2.28	区内の「緑と水辺」の現状について（現地視察）
5	58. 4.20	57年度活動総括と58年度活動予定について
6	58. 5.27	「考える会」の活動方針と地権者意向調査について
7	58. 7.15	斜面緑地所有者意向調査とウォーキングマップ構想について
	58. 7.28	江戸川区親水公園見学会（関連行事、地域住民多数参加）
8	58.11. 9	斜面緑地所有者意向調査結果について
9	59. 2.28	港北ウォーキングマップの作成について
10	59. 4.16	港北ウォーキングマップの作成と「考える会」の活動について

する動きも活発化している。行政側で行っている事業としては、「緑と水辺のネットワーク構想」に沿って計画されている諸事業がそれである。大倉山では、大倉山公園の整備、周辺の緑地保全地区の指定が予定されている。新羽大排水路跡地では「せせらぎ」を導入した緑道づくり、倉部谷戸排水路跡地では緑化整備計画が進行している。さらに、鶴見川の河川敷を利用した公園も実現に向け動き出している。

四――「考える会」の運営と経過

表―1を見て分るように、会は一〇回をもって一つの区切をつけたわけであるが、毎回の会議は見学会等を除き一定のテーマに沿って各構成員が自由に討議をするという形をとった。毎回の会議に先立って開かれたワーキング会議（市・区職員、コンサル職員によって構成）においては、会の運営、テーマ、具体的取り組み等についての検討がなされた。

テーマについては会のあり方によって方向づけられるものであり、検討が繰り返された。始めの数回においては、会の運営・内容に関する検討、区内の現状等に関するものが主であった。しかし、最終的なアウトプットについてのアウトラインを求める気運が高まるにつれ、具体的な取り組みに沿うテーマが設定されるようになった。

その具体的な取り組みとして設定されたものが、「斜面緑地所有者意向調査」「大倉山緑地モデルプラン」「港北区ウォーキング・マップ」であるが、これらについて以下で述べてみよう。

五――具体的な取り組み

❶―大倉山周辺地区斜面緑地所有者意向調査

緑地保全には、一般市民と土地所有者と行政の三者の協力が必要不可欠である。しかしともすれば、いわゆる「緑を享受する」側の論理が前面に出され、土地所有者の意見は埋没しがちである。それゆえ、会における土地所有者の参加は大きな意味を持っている。そこで、それをさらに広げ、より多くの土地所有者の意向を把握しようと企画されたのが本調査である。

㋐調査の手法

質問用紙による第一次調査（アンケート）と、その結果を基に直接ヒアリングを試みた第二次調査とによって構成されている。以下では、主にアンケート調査の結果について述べる。

(ア)調査対象

当初、一地区に限定せず、区内全域を対象とすべきであるという意見が出された。しかし、技術的に非常に困難であるため、区内の緑地としてシンボル的存在でもあり典型的な斜面緑地である大倉山地区を対象とした。そして、当該地区に緑地（航空写真等によって現況において「緑」が存在すると判定し得る土地）を保有する地権者八八人を抽出した。

(イ)調査項目

本調査自体が非常にユニークなものであると考え得るが、さらに調査項目の選定に地権者の意見を組み込むというユニークな手法を取っている。まず、ワーキング会議で設定された項目を会に計った段階で、調査自体をより充実したものと

するために、対象地区地権者の意見を聞いてみてはどうかという意見が出された。そこでワーキング会議の一環として、地権者五人、会委員三人の参加を得て討議を行った。それらの過程を経て、調査項目は設定された（表―2）。

(ウ)調査の実施

昭和五十八年八月上旬に、質問用紙を郵送後、個別に調査員が回収した。サンプル数八八、回収数七九（うち有効回答七六）、回収率八九・八％であった。

(エ)調査結果

(ア)回答者と所有地

五〇歳以上が約八割で、ほぼ半数の家で農業を営んでいる。

所有地は約九割が相続によるもので、広さは平均二、五〇〇㎡ほどである。

(イ)所有理由と所有意向について

現在まで所有してきた理由については、約七割が売却について積極的でなかった〝処分消極派〟であり、残りの約二割が〝処分積極派〟であった。また、「この地区に残された緑を守りたい」という回答が約一割あり特筆される（図―2）。今後の所有動向としては〝保持派〟約三割、〝情況派〟約三割五分、〝処分派〟約二割であった（図―3）。

両者のクロスを見ると、〝処分消極派〟＝〝保持派〟、〝処分積極派〟＝〝処分派〟という図式は成り立っておらず、情況によってどちらとも成り得る層がかなりあることを示している。また、「先祖代々の土地なので、考えたこともない」層が約一割あった。

(ウ)所有上の問題点と処分したい理由について

両者とも税関係をあげる割合が高い。しかし、その程度については今後の所有意向による差異はほとんど見られない。

(エ)現行の緑地保全制度「市民の森」「緑地保存地区」について

現行の制度については、約半数が知っておらず、またその割合は前述の〝情況派〟が最も高い。また、現在協力していてもその内容について熟知していない、あるいはそもそも協力しているかどうか知らない、という回答が少なからずあった。これらのことによって、今後、現行制度の積極的なPRが望まれると同時に、特に〝情況派〟に対する施策の強化が望まれる。

制度の問題点については、「奨励金」と「維持管理への補助」をあげる割合が高かった。

(オ)今後の行政側の施策について

図―4のとおりであるが、「所有権はそのままで、何らかの形での優遇措置を望む」というものが「買い取りを望む」をかなり上回っており、特に前者の中でも〝緑地保存協定（仮称）〟の可能性を示唆したものが少なからずあったことが注目に値する。また、〝シビルトラスト〟的なものを望む回答はほとんどなかった。

表―2　アンケート項目一覧表

1　所有者の属性について

2　所有地の属性について
　a、取得方法　b、面積・現況　c、管理状態

3　所有地に対する意向について
　a　現在までの所有理由について
　　「先祖代々の土地なので……」
　　「この土地に残された緑を守りたい……」
　　「売却したかったが……」　etc.
　b　今後の所有意向について
　　「持っていたい……」
　　「事情が変われば……」
　　「処分したい……」　etc.
　c　所有上の問題点と処分したい理由について
　　「税がたいへん……」
　　「維持管理がたいへん……」
　　「周囲から苦情がでる……」　etc.

4　市で実施している現行の緑地保全施策について
　a、認知度　b、問題点　c、協力意向

5　今後の区や市の施策について
　a　形式について
　　「区や市が買い取って……」
　　「区や市が借りて優遇措置を……」
　　「周囲の所有者間で協定を……」　etc.
　b　優遇措置について
　　「税を減免する……」
　　「維持管理への奨励金を……」
　　「維持管理を……」　etc.

6　その他（自由記入）

図―2　現在までの所有理由

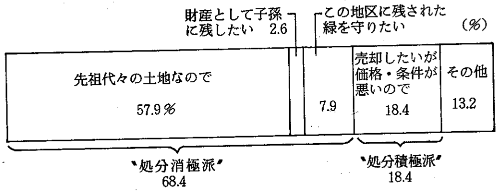

図―3　今後の所有意向

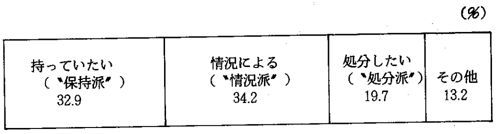

図―4　今後の行政側の施策（複数回答）

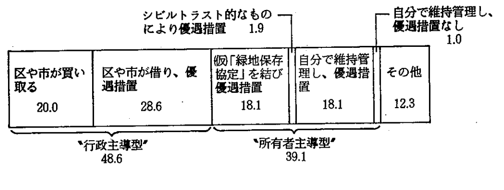

クロス集計において〃行政主導型〃と〃所有者主導型〃とに大別すると、〃情況派〃に〃所有者主導型〃を望む声が高い。

(カ)まとめ

以上の結果に、自由記入欄の意見とヒアリング調査の結果とを付加して、最後に二、三の特徴的なことを述べてみよう。

「緑を享受する側」に対する不満はかなり高いようである。また、「応分の負担を」という意見も多いが、一方「お金と同時に口を出されると困る」という意見も少なからずあった。

固定資産税・都市計画税と相続税のどちらの負担が大きいかは、人によって感じ方が異なるようである。しかし、「そもそも斜面林地（緑地）に対する税はそれだけを分離すればさほどの額にならないのではないか」という意見もある。

「緑地保存協定（仮称）」の可能性を示唆したものが、多かったが、その要因として、近隣所有者との関係を重視する傾向のあることをうかがわせる回答が多かった。

❷—大倉山地区緑地モデルプラン

「具体的な地区を設定し、自然を残すためのプランを考えてはどうか」という会の提案を受け、このプランは策定された（図—5、表—3）。

表—3　モデルプラン主要施設内容表

Aゾーン（レクリエーション活動ゾーン）
シンボル展望塔、出会いの広場、のびのび広場、わんぱく広場、分区園、センターハウス、草庵
Bゾーン（観賞ゾーン）
梅林、花木園、茶屋
Cゾーン（文化活動ゾーン）
つどいの広場、彫刻広場、大倉山記念館
Dゾーン（河畔緑地ゾーン）
ループ橋、段状園、地階段護岸、つり橋
歩道ネットワーク
木もれび遊歩道、歳時記の道、石畳の道

⑦計画対象地区

対象地区として大倉山地区（大倉山～牢尻）を設定した。当該地区は東横線大倉山駅から北西に鶴見川まで連なる、緑の多い台地状の地形を有している。

本地区を対象としたのは次の理由による。

1　市街化の進行した地域にあって、まとまりのある緑地として残っている希少な存在である。

2　交通至便な立地にあり、開発圧力を強く受け、保全についての緊急度が高い。

3　区の中心に位置し、「緑と水辺のネットワーク計画」の核となる存在である。

4　大倉山公園、（仮称）大倉山記念館、大倉山梅林等を有し、自然的・文化的資源に恵まれている。

図—5　大倉山モデルプラン

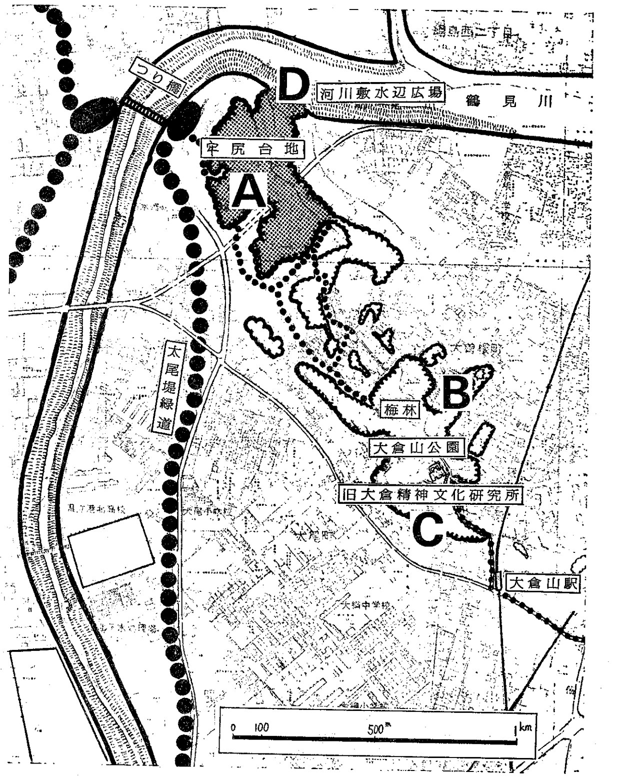

④今後の展開

現在、大倉山記念館の整備、緑地保全地区指定等、当該地区の整備は徐々に進行している。しかし、それらは本計画対象地区の一部についてである。開発圧力の強い当該地区においては、対象地区全域に対する取り組みの強化が強く望まれており、関係局の積極的なバックアップが期待されている。

しかしまた、住民の協力も不可欠である。例えば、大倉山公園と牢尻地区については市が公園として整備し得るとしても、他の場所については住民の協力を得なければ保全することはできない。当然ながら、本計画においても住民の協力を得るシステムづくりを計画実現の基礎としている。また、そのためには地域住民の環境に対する認識を高める必要があるが、そこにおいては、区がどのように関与していくかが大きく問われているといえよう。

❸—港北ウォーキング・マップ

「区のことをよく知らない区民が多い」「マナー等を含めて、自然環境についての認識を高める必要がある」等の議論を受け、今後の区としての活動展開の可能性も考慮しながら、このマップは作成された。

㋐マップの作成および内容

区内の自然、歴史、文化財等に関する紹介は、時にふれ広報、各種パンフレット、新聞等によって行われているが、いずれも断片的なものであり、それらをまとめたものは皆無である。そこで、単にそれらの情報を一元化するだけではなく、一般区民が実際に自分の足で歩くことによって区のことを知り、自然や文化財との接し方、マナー等について考えてもらえるようなものをということが目標とされた。

こうした趣旨に沿って、項目、内容、レイアウト等について、ワーキング・グループおよび会において検討を重ね、ようやくまとまったものが表—4、図—6である。

現在、他区においても同様のものがいくつか出されているが、このマップの特徴は次のようなものではないかと考え得る。

1　そもそも地図になっていること。つまり、一元化した情報を地図におこすことによって、よりビジュアルに利用者に親しみ易いものとなっていること。

2　地元住民、市・区職員、コンサルタントがその作成過程においてさまざまな形で参加していること。特に地元住民については、単にヒアリングを行うのではなく、全員が同じ場において討議を行っていること。

3　当初から携帯を目的とし、実際に持って歩けるよう工夫されていること。

4　子供たちにも分るようにとの配慮と同時に、マナー等について学習できるよう工夫されていること。

表—4　ウォーキングマップ主要項目一覧表

港北一〇選
地区別にじっくり見るなら
野鳥を見るなら
雑木林を歩くなら
社寺林を見るなら
城址を見るなら
花の名所なら
ホタルを見るなら
言い伝えを歩くなら
区内七福神めぐり
港北の植物
港北の昆虫
港北の野鳥
鶴見川について
港北の昔と今
田園風景を見るなら
港北区の歳時記
空から見た港北区

図—6　港北区ウォーキングマップ

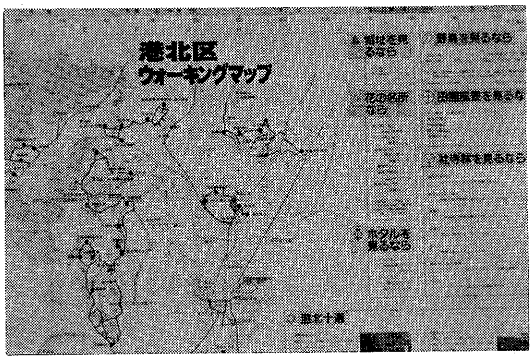

㋑今後の展開

このマップは七月中に、つまり子供たちが夏休みに入る前に配布できるよう鋭意作業を進めていた。というのも子供たちが地域の自然に触れる機会の最も多い夏休みにこの地図を大いに活用してもらいたいからである。しかし、マップの配布対象を特に限定しているわけではなく、家庭でも学校でもそれぞれの場において大いに活用されることを期待している。またそのような趣旨から、無料配布とした。

今後は、区においても地域や学校と連携をとりながら、具体的な活動の道具として活用し、それを通して港北区をより多くの人に知ってもらいたいと願っている。そしてそれを契機として、自然環境について多くの人々が関心を持ち、住民の手で環境を守り育てるのだという気運が盛り上がることを期待している。また同時に〝ふるさと意識〟の高まりも期待できる。

六——「考える会」の討議内容

会における討議内容については、いずれ報告書として取りまとめる予定であるが、全体の傾向をつかむため以下でそのうち主なものをあげ参考としたい。

❶—市民と自然環境について

Ⓐ　緑への関心が高まり、各種シンポジウムに参加する人も増えたものの、一歩外に出れば、その何一〇倍、何百倍もの無関心層がある。

Ⓑ　東京から移り住んだ自分は、緑を破壊した新住民=加害者ではないかと思っている。

Ⓒ　教育が根源ではないか。「市民の森」の世話をしているがマナーが非常に悪い。それも子供だけではなく大人も平気で悪いことをする。そのうえ危険だからと理不尽な要求をするし、あげくの果ては訴訟だ何だと大騒ぎで非常に困る。

Ⓓ　斜面林を持っている人の悩みを一般の人は知らなすぎる。もっとPRし

て、一般の人の意識を変えていく必要がある。

❷―自然環境の保全について

Ⓐ 西独では緑を守るための私権制限を法律で決めている。日本でも今後考えていかなければならない。

Ⓑ 従来の行政は問題が生じるとそれを何でも根元から切ってしまってきた。そういった事を徐々に直していかなければならない。

Ⓒ 斜面林・平地林・農地と都市との接点を考えていかなければならない。インディアン居留地のように孤立して残ってしまっても仕方がない。

Ⓓ 緑、緑というが、金も出さないで他人様のものを勝手にどうのこうのしようというのは言語道断である。

Ⓔ 都市住民は自分のイメージで勝手なことを言うが、緑を求めるのであればそれ相応の負担をしなければならない。

Ⓕ 他人の所有地だから口を出してはいけないという時は過ぎたと思う。なくなってしまうという焦燥感で一杯である。それでもなお人様の非難を受けながら運動しなければ残らないのだろうか。私権を制限しても何とかしてほしい。

Ⓖ 斜面緑地は、全く収入は入らないが税金だけはかかる。買い上げるのは無理と思うので、「山林緑地保存法」のようなものを制定し、税金に見合う奨励金を出し、一〇年か二〇年の網をかぶせる指定をすればよい。

Ⓗ 区で募金活動をし、税金対策等をしてはどうか。土地は買うのではなく借りればよい。

❸―「緑と水辺」について

Ⓐ 緑と水には困らされている者もいる。周囲に緑が少なくなったため、鳥の被害を受けるし、鶴見川も大雨になると大変である。

Ⓑ 昔は農業も循環で行えたので周囲の自然もうまく残っていた。しかし、生産性を上げよと尻をたたかれ続け経営本位になり、環境と無関係になってしまった。

Ⓒ 山は自然のままでもそれ自体人間に何の被害ももたらさないし、自然は我々の管理を必要としていない。作られた公園は生物相が貧弱で、自然のままの状態の一〇分の一位になってしまう。

Ⓓ 昔、区内には方々に用水池があったのに、今はほとんどなくなってしまった。そのために子供たちは鶴見の二ツ池まで釣に行っている。新しい池をつくるのは大変だろうが、なんとかできないか。

Ⓔ 河川改修のためにレクリエーションの場としての河川敷がなくなってしまうのは残念だ。

Ⓕ 河川改修は農業委員会で昔から強く要望してきたことであり、やっとここまで来たという感じだ。グランド等は緑のあるところをうまく利用すればよいし、まだまだ余地はあると思う。

Ⓖ 道路舗装率が高いのを誇りにする街ではなくて、涵養林や子供の遊べる水辺、透水性のある砂利道がどれだけあるかという事の言えるまちづくりを考えなければならない。

七――今後の取り組み

前述してきたように、具体的な取り組みは「考える会」の活動の一環として既に第一歩が踏み出されている。しかし、会自体はさまざまな制約により一応の区切りがつけられることとなり、今後の問題はそれらの成果を区あるいは各構成員がそれぞれの立場でどのように生かしていくかに移ったと言えよう。

以下では特に前者について、つまり区がどのように活動を展開していくのか、その可能性について述べてみよう。

(1) 「緑と水辺」のシンポジウム

シンポジウムは他の例を見ても実効性に乏しいという意見が多い。しかし、会において試みたことがさらに拡大できれば、少なくとも一般住民が地権者の意見を聞くことはできる。また、そもそも宣伝的な要素が強いことから、区というスケールのメリットを生かせばかなりおもしろい試みとすることができるのではないだろうか。

(2) ウォーク・ラリー

自然や歴史をテーマに親と子のウォーク・ラリー大会を開催し、区民スポーツの一環としても定着させる。

(3) 自然観察会

地域の研究家と住民の交流を計りながら、地域の自然についての理解を深める。

(4) 鶴見川源流踏査会

区にとって大きな存在でありながら、区民の鶴見川についての知識は意外と乏しい。実際にルーツを訪ね歩くという行動を通して、鶴見川についての理解を深める。

(5) 地域における活動

小・中学生を対象に、区と学校が協力して地域の学習・研究活動を行い、さらに地域住民の協力を得て由来碑や案内板の設置についても考える。ゆくゆくは、地域住民の手による地域のウォーキング・マップが作成されることを期待している。

八——終りにあたって

「港北区の緑と水辺を考える会」は一〇回の会議をもって一つの区切をつけた。今後は、行政側の主催する「考える会」から、行政側も参加する「行動する会」へと飛躍することが一つの理想であろう。しかし現実においては、行政側の積極的なバックアップが「考える」ことにおいてすら必要不可欠であることを痛感した。ましてや、「行動する会」においてはより行政側の積極的なバックアップが必要であろう。

しかし、事務局の運営自体も万全であったわけではない。ある委員の方が最後に、「第一回の会では地権者、市民と立場の異なる委員が本音の部分をさらけ出し、さぞかしユニークな会になるであろうと期待していたが、以後二回、三回と経つにつれ、今一つ期待を裏切った展開となったことは残念である。」と感想を述べられていた。なんとはなしに行政ベースで展開しタテマエ論が先行したとも言え、反省せざるを得ない。しかし、当初の「あえて集約をせず、試行錯誤をしながら」という進め方からすれば、それも一つの「試行錯誤」であったのかもしれない。

また水辺の問題についても、考えようによってはテーマとなり易かったにもかかわらず、議論が発展しなかった。一つには、区内最大の水辺空間である鶴見川が種々の制約によって議題として扱いにくかったこと、また、そもそも水辺空間がもうほとんど残っていないこと等が理由としてあげられるが、我々の力量が不足していたことの証左であるとも言えるだろう。

しかし、いささか自己満足的ではあるが、会を約一年半にわたって継続し、まがりなりにも具体的な成果を残すことができたことは、当初の困難を思えばそれなりに評価できるのではないだろうか。

また周知のとおり、区が施策を展開する際にはさまざまの制約があり、今回の試みはその枠を多少なりとも打ち破ることができたのではないだろうか。

「緑と水辺」の問題は、身近な問題であり、また複雑化した大きな問題である。行政側は、今日明日の開発に対する迅速な対応と、将来を見すえた啓蒙に対する長期的な対応が求められている。今後、会の成果を生かしながら、区は何をすべきか、また何ができるのか。われわれに与えられた大きな課題であると言えよう。

〈原田＝港北区区政部区政推進課調整係長、加藤・浅見・木村＝同課同係〉